

環境省告示第八十号

動物の愛護及び管理に関する法律（昭和四十八年法律第百五号）第五条第一項の規定に基づき、動物の愛護及び管理に関する施策を総合的に推進するための基本的な指針（平成十八年十月環境省告示第四百十号）の一部を次のように改正し、平成二十五年九月一日から適用する。

平成二十五年八月三十日

環境大臣 石原 伸晃

目次中「活動の盛り上げ」を「取組の推進」に改める。

第1中「飼育」を「飼養」に、「動物が人と」を「ペットが伴侶動物（コンパニオンアニマル）として生活に欠かせない存在となりつつある一方、動物が人と」に、「として万人」を「として社会」に、「動物と社会との関わり」を「人と動物の関わり」に、「求められている」を「求められる」に改め、「自分が」の後に「第三者に対する」を加え、「ねこ」を「猫」に改める。

第2の1(2)中「活動の盛り上げ」を「取組の推進」に、「参加者層が限定的であったきらいがある。今後は、」を「国民共通の理解の形成までには至っていない。平成24年の動物愛護管理法の改正により、人と動物の共生する社会の実現を図ること、動物の所有者の責務として終生飼養等が明記されたこと等も踏まえ、今後とも、」に改める。

第2の1(2)中「産業動物」の後に「、危険な動物（特定動物）」を加え、「また」を「一方」に改

ぬ、原因と結果が複雑に絡み合っていることから」や「近き」。

ぬのぬの「平成29年度」や「平成35年度」。

ぬのぬの(二) 中「動物の虐待の防止と」や「終生飼養の責務、動物の虐待の防止及び」。「行われてきているが、」や「行われてきており、徐々に浸透しつつあるが、まだ十分ではなく、」。「理解は十分とはいえない状況にある」や「理解を更に推進する必要がある」。「近年、」や「指摘されてきている」や「指摘されており、適正な方法による機会の確保が求められている」。

ぬのぬの(二) やののの。

#### 講ずべき施策

ア 国及び地方公共団体は、関係団体等と連携しつつ、学校、地域、家庭等において、動物愛護週間行事や適正飼養講習会等の実施、各種普及啓発資料の作成、配布等により、動物の愛護及び管理に関する教育活動、広報活動等を実施すること。特に、所有者等の責務のうち、終生飼養や適切な繁殖制限措置を講ずることについて積極的に広報すること。

イ 動物との触れ合い事業の推進に当たっては、適正な飼養管理や動物のストレスを減らす配慮が必要であり、国によるガイドライン作成など、そのあり方について検討すること。また、情操の涵養等を目的とした学校飼育動物についても同様の配慮が行われるよう検討

すること。

第2の(2)を次のように定める。

適正飼養の推進による動物の健康と安全の確保

現状と課題

適正飼養を推進するためには、飼い主に対する教育が重要であり、国、地方公共団体等によって、そのための様々な取組が行われてきているが、依然として安易な購入と飼養放棄、遺棄、虐待等の問題が一部において発生している。こうした問題を踏まえ、平成24年の動物愛護管理法改正により、所有者等の責務として終生飼養や適正な繁殖に係る努力義務が明文化された。

また、都道府県、指定都市及び中核市における犬及び猫の引取り数は、平成16年度の年間約42万頭から平成23年度は年間約22万頭と大幅に減少したが、殺処分率は約94%（平成16年度）から約79%（平成23年度）への減少となっており、殺処分率の減少に向けた更なる取組が必要である。なお、地方公共団体によっては、早くから引取り数を減少させる取組や返還・譲渡を推進してきたことにより、平成23年度には平成16年度比で引取り数の半減や殺処分率の減少等を達成した地方公共団体もあることを踏まえ、それぞれの実情に応じた取組を検討する必要がある。

## 講ずべき施策

ア みだりな繁殖を防止するための不妊去勢措置の推進、安易な飼養の抑制等による終生飼養の徹底、販売時における動物取扱業者からの説明・指導等が適切に行われるようにすること等により、平成35年度の都道府県、指定都市及び中核市における犬及び猫の引取り数について、平成16年度比75%減となる概ね10万頭を目指す。また、法改正により地方公共団体の努力義務として明文化された元の所有者等への返還又は飼養を希望する者への譲渡等について、インターネット等を活用しながら進めることによりその殺処分率の更なる減少を図ること。

イ 動物が命あるものであることを踏まえた適正な飼養方法及び虐待の具体的事例が動物愛護管理法に明記されたこと並びに愛護動物の殺傷、虐待等について罰則が強化されたことの周知徹底等を図るとともに、警察との連携をより一層推進することにより、遺棄及び虐待の防止を図ること。

獣の(2)(3) 中「起因して」を「より」に、「支援」を「更なる支援」に、「また、平成17年6月に動物愛護管理法の改正が行われ、人の生命、身体又は財産に害を加えるおそれが高い特定動物については、地方公共団体の必要に応じた条例による飼養許可制から法による全国一律の飼養許可制とされたところである」を「また、許可を受けて飼養されていた特定動物による人の殺傷事案が発生して

おり、より厳格な法令遵守が求められている」<sup>1)</sup>とある。

表2の2(3) ねだのよひにたぬ。

#### 講すべき施策

ア 住宅密集地等において飼い主のいない猫に不妊去勢手術を施して地域住民の十分な理解の下に管理する地域猫対策について、地域の実情を踏まえた計画づくり等への支援を含め、飼い主のいない猫を生み出さないための取組を推進し、猫の引取り数削減の推進を図ること。

イ 特定動物を販売する動物取扱業者に対し、販売先の飼養保管許可の有無について確認するだけではなく、飼養保管方法等に関する適切な説明を実施するよう指導すること。

ウ 特定動物に関連する法令遵守のため、国は、指導マニュアルの策定等を通じて、地方公共団体が専門知識を持った人材を育成できるよう支援すること。

表2の2(4) 中「ねこ」や「猫」は「平成15年度現在、約25%にとどまっている」や「平成22年度の世論調査では、犬が約36%、猫が約20%にとどまっていた」<sup>2)</sup>とある。「迷子になった」<sup>3)</sup>「動物や非常災害時に逸走した」<sup>4)</sup>や「実施率の」<sup>5)</sup>とあり「更なる」<sup>6)</sup>とある。

表2の2(4) 中「ねこ」や「猫」は「ねこ」や「猫」<sup>7)</sup>とあり、「<sup>8)</sup>図ること。」<sup>9)</sup>とあり「特に、マイクロチップの普及を推進すること。」<sup>10)</sup>とあり「関係省庁」<sup>11)</sup>

や「国は、関係省庁」に「整備、」や「早急な整備、」に「図ること」や「図ること等を推進するとともに、マイクロチップの安全性等に係る知見の蓄積も含め、販売される犬猫へのマイクロチップ装着の義務化に向けた検討を行うこと」に努める。

第2の2(5) を次のように改める。

#### 現状と課題

飼養管理が不適切な繁殖業者が依然として見られるなど、動物取扱業者による不適正飼養の実態があることから、動物取扱業の適正化に対する国民の要望も高く、平成24年の動物愛護管理法改正では動物取扱業者に対する規制が強化された。平成18年6月に施行された登録制度の遵守に加え、平成24年改正の趣旨を踏まえて、動物取扱業のより一層の適正化を図るため、新たな制度の着実な運用を図る必要がある。

第2の2(5) アを次のように改める。

ア 登録制度の遵守を引き続き推進するとともに、犬猫等販売業に係る特例、幼齢の犬猫の販売のための引渡し・展示の禁止、現物確認・対面説明義務、第二種動物取扱業者の届出制度等、新たな規制の着実な運用を図ること。

第2の2(5) ウを次のように改める。

ウ 国は、地方公共団体が動物取扱業者に対する監視指導をより強化することができるよう

、その支援策を検討すること。

第2の(6) ト申「周知が、」のト申「当該基準の解説書の作成等を通して」や申ズ、「すること」や「するとともに、実験動物に関する国際的な規制の動向や科学的知見に関する情報を収集すること」や申ズ「回ヤ申」について」のト申「、緊急時に対応するための計画作成状況も含め、」や申ズ  
No。

第2の(7) や次のように申ズ。

#### 現状と課題

動物の愛護及び管理の観点に配慮した産業動物の適正な取扱いについて、環境省が平成24年に実施した一般市民を対象としたアンケートでは、アニマルウエルフェアの認知度は2割以下に留まっている。また、国際獣疫事務局(OIE)では、現在、畜種ごとの飼養基準について検討が行われているところである。このような国際的な動向、関係法令などの整合性、我が国の実情等を踏まえ、我が国では各畜種について、民間の取組により「アニマルウエルフェアの考え方に対応した家畜の飼養管理指針」が既に作成されているところであり、その普及啓発を進めていく必要がある。

第2の(7) ト申「国は、」のト申「国際的な動向も踏まえながら、」や申ズ「回ヤの次に次のように加える。

ウ 災害時における産業動物の取扱いについても、情報共有を図りつつ、関係省庁が協力して検討すること。

第2の2(8) ㉞ 「行われてきている。今後とも引き続き」㉟ 「行われてきているが、東日本大震災等の緊急災害時には、一部で関係機関等の連携が十分でない事例が見られた。今後は、」㊱ 「迅速に行われるようにするための」㊲ 「迅速・安全かつ適切に行われるようにするため、地域性・災害の種類に応じた準備」㊳ ぬぬ。

第2の2(8) アを次のように改ぬぬ。

ア 動物愛護管理推進計画に加えて、地域防災計画においても動物の取扱い等に関する位置付けを明確化すること等を通じて、所有者（飼い主）責任を基本とした同行避難及び避難時の動物の飼養管理並びに放浪動物等の救護等、地域の実情や災害の種類に応じた対策を適切に行うことができるよう体制の整備を図ること。また、関係省庁は、その体制の整備に向けた調整を図ること。

第2の2(8) イの次に次のように加ぬぬ。

ウ 災害時に民間団体と協力する仕組みや、地方公共団体間で広域的に対応する体制の整備を推進すること。

第2の2(9) ㉞ 「平成15年度末現在」㉟ 「平成15年度末には」㊱ 「にとどまっているなど」㊲ 「



であったところ、平成23年度末には、108地方公共団体中60地方公共団体、約2900人へ増加したが」<sup>1</sup>と答ぬ、「整備は」<sup>2</sup>「まだ」<sup>3</sup>と「育成等を」<sup>4</sup>「更に」<sup>5</sup>と答ぬ。

問(6) 中「動物愛護管理行政」<sup>6</sup>と「国は、動物愛護管理行政」<sup>7</sup>と答ぬ、<sup>8</sup>「推進すること」<sup>9</sup>と「推進するとともに、被災動物への対応、不適正飼養等の事案への対応等、動物愛護推進員制度が十分に機能するように、国は地方公共団体に対して情報提供や技術的助言を着実に実施すること」<sup>10</sup>と答ぬ、<sup>11</sup>「飼」<sup>12</sup>と「飼」<sup>13</sup>と「適正飼養に関する専門的知識及び技能等を保持する人材をより活用していくため、人材情報を関係者間で共有する仕組みを検討する等、国」<sup>14</sup>と答ぬ。

問(7) 中「調査研究」<sup>15</sup>と「国内外の事例・実態に関する調査研究」<sup>16</sup>と答ぬ、「必要がある。」<sup>17</sup>と答ぬ「また、海外での研究や知見の蓄積を活かしつつ、国内における犬猫等の流通及び飼養実態を踏まえた科学的知見を充実させる必要がある。」<sup>18</sup>と答ぬ。

問(8) 中「を次のように」<sup>19</sup>と答ぬ。

#### 講ずべき施策

ア 国は、犬や猫と人間が密接な社会的関係を構築するための幼齢の犬猫を親等から引き離しても良い適切な時期についての科学的知見を充実させること。

イ 国は、マイクロチップの普及促進及び販売の用に供せられる犬猫等にマイクロチップを装着させるための方策について調査研究を実施すること。

ウ 関係機関が協力して、諸外国の制度、科学的知見に関する文献及び国内における遺棄、虐待の罰則の適用状況及び具体的事例等に係る情報収集を行うこと。

第3の2 平成20年4月1日から平成30年3月31日まで」を「平成26年4月1日から平成36年3月31日まで」と改める。

第3の4 第「施策に関する事項」のト「、災害時における動物の適正な飼養及び保管を図るための施策に関する事項」を加える。

第3の5 (2) 第「関係業界団体」を「業界団体」と改め、同(2) 第「ねこ」を「猫」と改め、同(5) 第「改定等に合わせて、」のト「中間的な目標の設定等」を加える。

第4の「平成24年度」を「平成30年度」と改める。